

愛知中部水道企業団

企業長 吉田 一平 様
議会議長 石川 正 様

愛知中部水道企業団

監査委員 大屋 英喜

監査委員 村山 金敏

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、実施した定例監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 監査期日 | 平成26年9月29日 |
| 2 | 監査の重点 | 愛知中部水道企業団における事務事業が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、合理的かつ効率的な運営がされているかを重点に監査を実施した。 |
| 3 | 監査の方法 | 愛知中部水道企業団組織規程第4条に規定する各課の分掌事務等に基づき、関係書類の提出を求め、質問を加えながら実施した。 |
| 4 | 出席を求めた職員 | 総務部長、総務部参事、総務課長、 |
| 5 | 監査実施事項 | 総務部総務課事務事業 |
| 6 | 監査の結果 | 監査を実施した事項は適切に処理されており、事務の執行状況は良好なものと認める。
(監査諸表の添付省略) |